梨県公報

第千六百七十三号

平成十八年

六月十二日 月

日 担当させる機関を次のとおり指定した。 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、

平成十八年六月十二日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

医療を

曜

有限会社 ももの木薬局 北杜市立甲陽病院 名 よし薬局 称 中央市東花輪六百七十一の 笛吹市石和町四日市場四十五の二 北杜市長坂町大八田三千九百五十四 所 在 地

道路の供用開始......四三五 道路の区域変更 (二件) 土地収用事業の認定......四三三 結核予防法に基づく指定医療機関の廃止.....四三三

目

次

示

結核予防法に基づく医療機関の指定......

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について. 落札者等の決定について.......

告 示

山梨県告示第三百十九号

医療機関は次のとおり廃止した。 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した

平成十八年六月十二日

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

市川三郷町立山保	組合立山梨甲陽病北杜市・小淵沢町	名
保診療所	病院組合	称
西八代郡市川三	北杜市長坂町大八田三千	所
郷町山保六千三百六十	八田三千九百五十四	在
- 番 地 一		地

山梨県告示第三百二十一号

. 四 三 四

. 四 三

により、次のとおり土地収用事業の認定をした。 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。 以下「法」という。) 第二十条の規定

平成十八年六月十二日

. 四三六

. 四三六

起業者の名称

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

富士吉田市

事業の種類

起業地 新倉山浅間公園整備事業

Ξ

- 1 収用の部分 富士吉田市大字新倉字羽根面及び字カケサス並びに大字下吉田字尾 垂羽根ケ尾地内
- 2 使用の部分 なし

兀 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

掲げる「地方公共団体が設置する公園」であることから法第二十条第一号の要件に 新倉山浅間公園整備事業 (以下「本事業」という。) は、法第三条第三十二号に

2 法第二十条第二号要件

該当する。

山梨県告示第三百二十号

Щ

梨 県

公

報

第千六百七十三号

平成十八年六月十二日

起業者は、平成十七年度から補助金を受け、 財政措置を講じており、「起業者が

される。 当該事業を遂行する充分な意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断

3 法第二十条第三号要件

· 申請事業の施行により得られる公共の利益

得られる公共の利益は大きいと認められる。が期待でき、地域の活性化に貢献すると考えられることから本事業の施行によりが期待でき、地域の活性化に貢献すると考えられることから本事業の施行によりを備を行い、地域住民や市民の憩いの場の創出等を目的としたものである。本事業は基本構想等に沿った整備事業であり、起伏のある地形を生かした公園

申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音、振動に起因本事業の施行により周辺環境に与える影響は小さいものと考えられ、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。と考えられ、本事業の施行により大われるが、起業地は富士浅間神社に近接しているため特別の措置を講ずる埋蔵文化財は存在しなかった。

. 代替案との比較

最も適当なものとして決定されたものであると認められる。れた三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定さ

四 比較衡量

れるとともに、①で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認めら)で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結

切であると認められる。

められることから、法第二十条第三号に該当する。以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認

4 法第二十条第四号要件

申請事業を早期に施行する必要性

は、既に特定防衛施設周辺整備調整交付金を受け、財政措置を講じている。また、本事業は、基本構想等に従い公園の整備を実施するものであり、起業者構想等を策定し、現在まで当該構想に従い順次整備してきたところである。 構想等を策定し、現在まで当該構想に従い順次整備してきたところである。 教習公園は、昭和三十四年に整備して以来、長期間を経て随所に安全上問題の

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

以上の状況から早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

収用とすることは、合理的であると認められる。
において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、ある範囲が広大である。また、散策道とする範囲や高齢者や身障者が利用できるある範囲が広大である。また、散策道とする範囲や高齢者や身障者が利用できるのため、のり面に植生シートや植生マット等を設置し、地盤を安定させる必要がある。こ起業地は傾斜地であることから、来園者の安全に十分配慮する必要がある。こ

三 収用する公益上の必要性

ことから、法第二十条第四号に該当する。 以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められる

5 結論

判断することができる。(1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと)

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

富士吉田市都市産業部都市政策課

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

五

山梨県告示第三百二十二号

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所に道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

おいて、この告示の日から平成十八年七月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十二日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

道路の種類 県道

路 線 名 南アルプス公園線

道路の区域

二 八 五 :	八· 三 京 三	新	番の四地先まで
二八五	六・〇	旧	
(メートル)	(メートル)敷地の幅員	の旧別新	区

山梨県告示第三百二十三号

務所吉田支所において、この告示の日から平成十八年七月三日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 平成十八年六月十二日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

道路の種類 県道

路 線 名 山中湖忍野富士吉田線

Ξ 道路の区域

先まで	南部留部忍野村大字内野字中村四九八番也先から南都留郡忍野村大字内野字中村四九四番地南都留郡忍野村大字内野字中村四九四番地	区間
新	旧	の旧別新
七·四 九·四	六・八~ 八・八	(メートル)
<u>П</u> . О	四二・〇	(メートル)

山梨県告示第三百二十四号

路の供用を開始する。その関係図面は、 (峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成十八年七月三日まで一般の縦覧 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道 山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所

平成十八年六月十二日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

県道	種道類路の
沢一	路
然 軒 茶 足	線
沢 一線 茶屋 荊	名
二三〇番地先まで南アルプス市大字古市場字住吉ー一五番地先から南アルプス市大字古市場字宮東南アルプス市大字古市場字宮東	区間
O · ⊁⊞ I	(メートル) 長
六月十二日	期日開始の

公 告

• 特定非営利活動法人の設立の認証申請

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成十八年六月十二日

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

申請のあった年月日 平成十八年五月二十二日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

名称 特定非営利活動法人 都市農村交流支援センター

びにその定款に記載された目的

- 2 代表者の氏名 長尾公明
- 3 主たる事務所の所在地 山梨市七日市場三百五十六番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、都市生活者と農山村で暮らす人々を対象に、 相互の交流を積極的に

Щ

梨

推進するとともに、 た「真の豊かさ」を実感でき、うるおいのある社会の実現に寄与することを目的と な自然を生かした、 まちづくりや地域活性化の推進事業を行い、 魅力ある農山村の構築に貢献するなど地域社会の振興と、 自然と調和のとれ 豊か

Ξ 縦覧期間 平成十八年五月二十三日から同年七月二十二日まで

特定非営利活動法人の設立の認証申請

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成十八年六月十二日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

七

申請のあった年月日 平成十八年五月二十五日

びにその定款に記載された目的 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

名称 特定非営利活動法人わたげの会

- 2 代表者の氏名 栗原昭雄
- 4 定款に記載された目的

主たる事務所の所在地 韮崎市穴山町四千四百三十三番地

3

とを目的とする。 や地域移行の支援に関する事業を行い、もって障害者等の福祉の増進に寄与するこ この法人は、障害者や高齢者 (以下「障害者等」という。) に対して、その自立

Ξ 縦覧期間 平成十八年五月二十六日から同年七月二十五日まで

落札者等の決定について

五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るもの 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 なお、この公告は、千九百九十四年四月十

平成十八年六月十二日

随意契約に係る役務の名称及び数量

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

山梨県総合河川情報システム保守点検業務委託

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県土木部治水課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

随意契約の相手方を決定した日

Ξ

平成十八年四月一日

兀 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社甲府支社 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号

五 随意契約に係る契約金額

三千六百七十五万円

契約の相手方を決定した手続

六

随意契約

随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 完了した。

平成十八年六月十二日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

田五七三の四、五七六の三及び五七六の五並びに大字石橋字下穂垂一三六二の二及び 二九六、二九七、三〇二の一、三〇三の一、三〇四の一及び三〇四の二並びに字小町 二八六の一、二八七の一、二八七の二、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九五、 一三六二の三並びに字下永塚一三七一の二、一三七一の三、一三七七の二及び一三七 笛吹市境川町大坪字獅々坪二七八の一、二七九の一、二八一の一、二八三、二八五、

二 公共施設の種類、位置及び区域

道水路路路	公共施設の種類
<u> Б</u> Ц <u>Б</u> Ц	の種類
次の図のとおり	位置及び
	X
	域

発行者	山梨
山梨	県 公 報
県 甲府市丸の内	第千六百七十三号
甲府市丸の内一丁目六番一号	' 平成十八年六月十二日
印刷所供	十二日
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二	
口二丁目六番	
	四三八